

## [事案 2022-342] 新契約無効請求

・令和 5 年 12 月 22 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年には健康上の理由により加入することができなかったが、その後、平成 22 年 7 月に代理店を通じて終身保険を契約した。しかし、募集人から、本契約は保険料払込期間満了時に 500 万円を受け取ることができ、その後は終身保険 100 万円になる契約内容との説明を受けたが、実際には満期保険金が受け取れるものではなく、死亡保険金 500 万円の契約であったことから、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書や設計書等の客観的資料から本契約の内容は明らかであり、募集人による不実告知や、申立人の誤認があったとは考えられない。
- (2) 申立人に誤認はなかったが、仮にあったとしても、本契約の内容は設計書等で容易に確認可能であることから、申立人に重大な過失があった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 平成 19 年に申立人が受け取ったライフプランニングシートおよび申立人の陳述によると、申立人は、本契約のような死亡保障ではなく、貯蓄目的の商品を望んでいたと思われる。
- (2) 申立人は、ライフプランニングシートを使った説明や勧誘を受けた平成 19 年当時は、健康上の理由から保険に加入することができず、3 年後に本契約に加入したが、これが一連の募集活動だとすると申立人の意向と本契約の商品タイプが一致していない可能性がある。
- (3) 募集人の事情聴取が実施できず、当時の状況は解らないが、申立人の主張は首尾一貫しており、募集人が申立人の意向確認をしっかりと行ったか疑問が残る。